

○近江八幡市学区まちづくり協議会に関する規則

平成24年3月1日

規則第8号

(趣旨)

第1条 この規則は、近江八幡市協働のまちづくり基本条例（平成23年近江八幡市条例第37号。以下「条例」という。）第30条に規定する学区まちづくり協議会（以下「協議会」という。）の設置等に関して必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則における用語の意義は、条例において使用する用語の例による。

(協議会の要件)

第3条 協議会は、近江八幡市コミュニティセンター条例（平成22年近江八幡市条例第36号）に規定するコミュニティセンターを単位とする区域、安土小学校区及び老蘇小学校区（以下「区域」という。）において、当該区域内の市民、自治会、各種団体等が地域の課題について話し合い、解決を目指せるよう市民により自発的に設置された組織で、次に掲げる要件を満たすものをいう。

- (1) 区域内にあるコミュニティセンター等を活動の拠点とし、当該区域内の全ての自治会を構成団体に含むこと。
- (2) 区域内にある各種団体等を可能な限り構成団体に含むこと。
- (3) 区域内の全ての市民が自由に活動に参加することができること。
- (4) 組織、会議、会計及び財産の管理等について規約等を定め、区域内の市民の意見を反映し、民主的で適正な運営を行うこと。
- (5) 第5条第1項に規定する学区まちづくり計画（以下「計画」という。）を策定し、又は市長が指定する期日までに策定する予定であること。
- (6) 代表者及び役員に、禁固以上の刑に処せられ、その執行を終えるまでの日若しくはその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者又は暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員及びそれらの利益となる活動を行っている者を含まないこと。

(協議会の設置)

第4条 前条に規定する協議会を設置した場合において、その代表者は、学区まちづくり協議会設置届出書(別記様式第1号)に協議会の規約及び役員名簿を添付し、市長に届け出なければならない。

2 前項の規定により届出のあった内容に変更が生じた場合において、その代表者は、速やかに学区まちづくり協議会変更届出書(別記様式第2号)に必要な書類を添付し、市長に届け出なければならない。

3 市長は、前2項の届出があったときは、その内容を審査し、適正と認めた場合は、学区まちづくり協議会設置(変更)届出受理書(別記様式第3号)により、届出をした者に通知するものとする。

(計画)

第5条 協議会は、自らが取り組む活動方針、内容等を定めた計画を策定するものとする。

2 協議会は、前項に規定する計画を策定し、又はその内容に変更が生じた場合において、その代表者は、学区まちづくり計画策定(変更)届出書(別記様式第4号)により、市長に届け出なければならない。

3 市長は、計画の策定に関し必要な支援を行うものとする。

(補則)

第6条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日までに、地方自治法施行令第3条の規定に基づく規則の施行について(平成22年近江八幡市告示第9号)の規定により暫定施行されていた近江八幡市学区まちづくり協議会に関する規則(平成20年近江八幡市規則第11号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

別記様式第1号（第4条関係）

学区まちづくり協議会設置届出書

近江八幡市長 様

学区まちづくり協議会名

代表者氏名

印

学区まちづくり協議会を設置したので、近江八幡市学区まちづくり協議会に関する規則第4条第1項の規定に基づき届け出ます。

記

- 1 名称
- 2 事務所の所在地
- 3 代表者の住所及び氏名  
住所  
氏名
- 4 協議会の設置年月日
- 5 添付資料
  - (1) 規約の写し
  - (2) 役員名簿

別記様式第2号（第4条関係）

学区まちづくり協議会変更届出書

近江八幡市長 様

学区まちづくり協議会名

代表者氏名

印

学区まちづくり協議会について、下記のとおり変更したので近江八幡市学区まちづくり協議会に関する規則第4条第2項の規定に基づき届け出ます。

記

1 変更の内容

2 変更の理由

3 添付書類

別記様式第3号（第4条関係）

学区まちづくり協議会設置（変更）届出受理書

学区まちづくり協議会名

代表者氏名 様

近江八幡市長 印

年 月 日付けで届出のありました学区まちづくり協議会設置（変更）届出書は、適正であると認めましたのでこれを受理します。

別記様式第4号（第5条関係）

学区まちづくり計画策定（変更）届出書

近江八幡市長 様

学区まちづくり協議会名

代表者氏名

印

学区まちづくり計画を策定（変更）したので、近江八幡市学区まちづくり協議会に関する規則第5条第2項の規定に基づき届け出ます。

記

学区まちづくり計画 別紙のとおり

別記様式第 1 号 (第 4 条関係)

別記様式第 2 号 (第 4 条関係)

別記様式第 3 号 (第 4 条関係)

別記様式第 4 号 (第 5 条関係)